

平成 31 年度 第 1 回逗子市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 31 年 4 月 22 日 (月)
午後 2 時から

場 所 逗子市役所 5 階「第 2 会議室」

1 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 平成 31 年度保険料率及び軽減措置について

(3) その他

(案)

逗子市告示第 号

逗子市国民健康保険条例（昭和 34 年逗子市条例第 13 号）第 12 条第 1 項、第 12 条の 5 の 5 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度の国民健康保険料率を決定し、同条例第 12 条第 3 項、第 12 条の 5 の 5 第 3 項及び第 12 条の 9 第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

年 月 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

1 逗子市国民健康保険条例第 12 条第 1 項に規定する保険料率

所得割

平成 30 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 5.67

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 21,100 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 17,300 円

2 逗子市国民健康保険条例第 12 条の 5 の 5 第 1 項に規定する保険料率

所得割

平成 30 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 2.71

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 9,300 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 7,600 円

3 逗子市国民健康保険条例第 12 条の 9 第 1 項に規定する保険料率

所得割

平成 30 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 1.96

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 7,800 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 4,600 円

(案)

逗子市告示第 号

逗子市国民健康保険条例（昭和 34 年逗子市条例第 13 号）第 16 条の 2 第 1 項並びに第 3 項及び第 4 項において準用する第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度国民健康保険料額を次のとおり減額することを決定し、同条第 2 項並びに第 3 項及び第 4 項において準用する第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

年 月 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

- 1 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する世帯
 - (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
21,100 円の 10 分の 7 14,770 円
 - (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
17,300 円の 10 分の 7 12,110 円
- 2 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する世帯
 - (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
21,100 円の 10 分の 5 10,550 円
 - (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
17,300 円の 10 分の 5 8,650 円
- 3 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する世帯
 - (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
21,100 円の 10 分の 2 4,220 円
 - (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
17,300 円の 10 分の 2 3,460 円
- 4 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 3 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する世帯
 - (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
9,300 円の 10 分の 7 6,510 円
 - (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
7,600 円の 10 分の 7 5,320 円

- 5 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 3 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する世帯
- (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
9,300 円の 10 分の 5 4,650 円
- (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
7,600 円の 10 分の 5 3,800 円
- 6 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 3 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する世帯
- (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
9,300 円の 10 分の 2 1,860 円
- (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
7,600 円の 10 分の 2 1,520 円
- 7 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 4 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する世帯
- (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
7,800 円の 10 分の 7 5,460 円
- (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
4,600 円の 10 分の 7 3,220 円
- 8 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 4 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する世帯
- (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
7,800 円の 10 分の 5 3,900 円
- (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
4,600 円の 10 分の 5 2,300 円
- 9 逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 第 4 項により読み替えられた第 16 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する世帯
- (1) 平成 31 年度の 1 人当たりの被保険者均等割額
7,800 円の 10 分の 2 1,560 円
- (2) 平成 31 年度の 1 世帯当たりの世帯別平等割額
4,600 円の 10 分の 2 920 円

平成31年度 国民健康保険料率（案）

保険料率

(単位：円)

		平成30年度 保険料率	平成31年度 保険料率 (案)	対前年度比較	【参考】 平成31年度 標準保険料率 (市町村算定方式)
医療分	所得割率	5.33%	5.67%	0.34%	5.89%
	均等割額	20,900	21,100	200	25,488
	平等割額	17,300	17,300	0	20,541
支援金分	所得割率	2.52%	2.71%	0.19%	2.36%
	均等割額	9,200	9,300	100	9,551
	平等割額	7,600	7,600	0	7,698
介護分	所得割率	1.58%	1.96%	0.38%	2.07%
	均等割額	7,400	7,800	400	10,851
	平等割額	4,300	4,600	300	5,938
合計	所得割率	9.43%	10.34%	0.91%	10.32%
	均等割額	37,500	38,200	700	45,890
	平等割額	29,200	29,500	300	34,177

【参考】

条例に定める賦課割合（変更なし）

	平成30年度	平成31年度
所得割	100分の55	100分の55
均等割	100分の30	100分の30
平等割	100分の15	100分の15